

松田町告示第84号

次の表の左欄に掲げる者に交付すべき同表の右欄に掲げる書類は、これらの者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。これらの書類を保管しているので送達を受ける者から申出があればいつでも交付する。

令和8年9月24日

松田町長 本山 博幸



送達を受ける者		送達すべき書類を特定するために必要な情報
住（居）所等	氏名（法人の名称）	
	小泉 雅彰	地方税法第329条第1項に基づく通知
	馬場 正浩	地方税法第329条第1項に基づく通知